

津島市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、津島市スポーツ協会(以下、本協会という。)規約の目的に則り、津島市におけるスポーツ活動の振興、普及等に関し功績顕著なものを表彰する。

(表彰の種類及び対象者)

第2条 表彰の種類及び対象者は次のとおりとする。

(1) 功労賞

ア 本協会役員(評議員以上とする)として満10年以上在職した者

イ 本協会各種目別構成団体の役員で勤続10年以上にして功績顕著な者

ウ 本協会のため金30万円以上の私財を寄附した篤志者

エ 本協会の会員で、国体以上の各種競技会に参加した者、若しくは県大会で優勝した者

オ 前各号のほか、本協会会長において特に表彰の必要があると認めた者

(2) 優秀者賞

前年度において、各競技団体で年間最も活躍した選手(試合形式によっては2名も可)又は選手育成等に功績があった指導者等

(基準日等)

第3条 第2条各号における功績対象の基準日は、授賞式の前年度末日とする。

(表彰の方法)

第4条 表彰の方法は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

2 表彰は、毎年市民総合体育大会総合開会式においてこれを行う。但し、特別の事情があるときは随時これを行うことができる。

附 則

この規程は、議決の日(昭和41年4月19日)から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月23日から施行する。